

【疾患別リハビリテーション料 等】

212 ページ ② 疾患別リハビリテーション料の見直し

・リハビリテーション実施計画書の作成は、疾患別リハビリテーションの算定開始後、原則として7日以内、遅くとも14日以内に行うこと

(計画作成前は医師の具体的指示の下で行われる場合に限り算定可)

・リハビリテーション実施計画書の ADL 項目は BI または FIM を用いる

220 ページ ⑤ 外来リハビリテーション診療料の見直し

・カンファレンスに係る要件の緩和

225 ページ ⑧ がん患者リハビリテーション料の見直し

・算定対象を疾等による要件から実施される治療等による要件へ変更

227 ページ ⑨ リンパ浮腫指導管理料及びリンパ浮腫複合的治療料の見直し

・対象患者、病期の拡大

【入院料】

322 ページ ⑨ 地域包括ケア病棟の実績要件等の見直し

・在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料を前三月間において 30 回以上算定している保険医療機関であること、が要件の選択肢に追加

332 ページ ⑬ 回復期リハビリテーション病棟入院料の見直し

・1, 3の実績指数の引き上げ(1:40以上、3:35以上)

・入退院時に FIM の説明

・「発症後2か月」の要件削除

・管理栄養士を入院料1は専任配置、3~6は専任の常勤配置が望ましい、を追加

【医学管理等】

348 ページ ⑲ 排尿自立指導料の見直し

・入院基本料等加算における評価へ

・算定期限上限を12週間に延長

【義肢装具】

481 ページ ⑰ 義肢装具の提供に係る評価の見直し

【精神科関連】

74 ページ ③ 精神病棟における退院時共同指導の評価 精神病棟における退院時共同指導の評価

・精神科退院時共同指導料の新設

- 78 ページ ④ 精神科外来における多職種による相談支援・指導への評価
- ・通院精神療法に加算の新設
- 174 ページ ⑭ 精神療養病棟におけるリハビリテーションの推進
- ・精神療養病棟で疾患別リハ料、リハ総合計画評価料が算定可能
- 177 ページ ⑮ ギャンブル依存症に対する治療の評価
- ・依存症集団療法の対象疾患にギャンブル依存症追加
- 402 ページ ⑩ 精神障害を有する者への訪問看護見直し
- ・訪問職種が分かるよう区分を新設
 - ・GAF 尺度により判定した値を記録等へ記載

【訪問看護】

- 393 ページ ⑤ 機能強化型訪問看護ステーションの要件見直し
- ・機能強化型訪問看護管理療養費 1, 2, 3 の人員配置基準、看護師等の 6 割以上が看護職員であること
- 410 ページ ⑭ 理学療法士等による訪問看護の見直し
- ・理学療法士等による訪問看護について週 4 日目以降の評価の見直し
 - ・計画書および報告書へ訪問する/訪問した職種の記載

【その他】

- 101 ページ ① 治療と仕事の両立に向けた支援充実
- ・がんに加え、対象疾患に脳卒中、肝疾患、指定難病を追加
- ※療養・就労両立支援指導料、算定は看護師、社会福祉士です

また、「小児特定疾患カウンセリング料」に「公認心理師による場合」が新設され公認心理師の業務が点数化されています。170 ページ